

答申第 386 号～第 459 号

平成 20 年 9 月 12 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 12 月 7 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 2 9 号～第 4 3 4 号、諮問第 4 3 6 号及び諮問第 4 3 7 号）、12 月 13 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 3 9 号）及び 12 月 17 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 4 2 号～第 4 5 1 号、諮問第 4 6 1 号、諮問第 4 6 8 号～第 5 1 3 号及び諮問第 5 1 6 号～第 5 2 3 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、別表 1 及び別表 2 の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第 9 条の規定に基づき、別表 1 の請求年月日欄に記載の各日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、別表 1 の決定年月日欄に記載の各日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、別表 1 の不服申立て年月日欄に記載の各日付けで、教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 各諮問案件に係る特定の状況（以下「本件状況」という。）は、職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならない。
- (2) 各諮問案件に係る特定の事案（以下「本件事案」という。）は、当然文書化されるべき事案あり、開示しないこと自体に正当性がなく、正に隠ぺい行為である。
- (3) 本件行政文書が存在しないことは、不合理である。
- (4) 本件処分後に作成したものでもよいので、公開を求める。

4 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関は、別表 1 の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による

公開拒否決定を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る各諮問案件を審査するに当たり、本件行政文書の内容、本件処分の内容、不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件行政文書は多岐にわたるが、本件処分に係る不服申立人の主張は、本件状況は職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならないという点、本件事案は当然文書化されるべき事案であり、開示しないこと自体に正当性がないという点又は本件行政文書が存在しないことは不合理であるという点で共通している。

一方、実施機関は、別表1の非公開理由欄に記載の理由により、本件行政文書は存在しないと説明している。

イ 何らかの特定の状況を事故と認定するか否か、又は何らかの特定の事案について行政文書を作成するか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。本件状況及び本件事案については、事故と認定していないこと等から、本件行政文書を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、実施機関は、本件行政文書は別表1の非公開理由欄に記載の理由により存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

(3) その他

不服申立人は、本件処分後に作成したものでもよいので公開を求める旨主張している。しかし、情報公開制度の趣旨にかんがみると、行政文書が存在するか否かは公開請求された時点で判断すべきであり、また、本件行政文書については、公開請求された時点で対象文書が存在しなかったことに関する

実施機関の説明は納得できることから、前記 3（4）の不服申立人の主張は採ることができない。

6 別表 2 に係る各諮問案件について

当審査会が確認したところ、別表 2 に係る各諮問案件は、教育委員会が不服申立人以外の個人に対して行った公開拒否決定について、不服申立人がその取消しを求める趣旨で行った不服申立てに係るものである。

当審査会としては、当該案件が適正な不服審査手続の下での諮問であると評価し得るか否かはともかく、実施機関が、別表 2 の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことについては、前記 5（2）と同様の理由により、妥当であると判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

| 諮問番号 | 件名 | 請求年月日 | 対象文書（概要） | 決定年月日 | 非公開理由 | 不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日) |
|------|-----------------------------|-------------|---|-------------|--|--------------------------|
| 429 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その30) | 平成19年10月26日 | 特定日付けの告発について教職員課が「事故に当たらない」と校長に指示をしたことが分かる文書 | 平成19年10月31日 | 請求者から公開請求で求められている文書の授受は全くない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月13日 |
| | | 平成19年10月26日 | 校長に対し、特定教諭に係る悪質な不法投棄について既に2か月以上前より文書にて告発しているにもかかわらず、何も調査をしない事情を明確にした書面 | 平成19年10月31日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、当該文書を作成する必要はない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月13日 |
| | | 平成19年10月26日 | 特定日付け校長の公文書内の「よろしいですか」という表記が団体意思としての表記なるものか私的なものかが分かる行政文書 | 平成19年10月31日 | 請求者から公開請求で求められている内容の文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月13日 |
| 430 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その31) | 平成19年7月17日 | 教員の個人情報保護条例違反に関する事故報告書、処分内容、指導記録等 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、公開請求收受時点では事実・事故と認定しうる要件に乏しく、該当するような文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月17日 | 平成16年4月前校長の大皿（鉢）に関する材料代、電気代、人件費等に関する一切の文書 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、前校長在職時の当該の費用一切の文書は提示できるものは全く存在していないので、該当するような文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月17日 | 特定科目教員に対する指導記録・事故報告書 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、公開請求收受時点では事実・事故と認定しうる要件に乏しく、該当するような文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| 431 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その32) | 平成19年7月17日 | 平成18年の美術教員作成陶芸品の団体への寄付行為に関する文書 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校PTAのOB会に小陶器約40個を差し上げたもので、請求者との間で事実認識に相違があり、文書は作成してはいない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| 432 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その33) | 平成19年10月29日 | 法及び条例違反が明確になっている特定教諭に対して校長が県へ提出した事故報告書あるいは事故に当たらないとのことであれば、その機関意思及び事情が分かる書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点において事実・事故とは判断しておらず、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月14日 |
| 433 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その34) | 平成19年11月2日 | 不法投棄及び不法駐車に対する指導がなされなかった事情が分かる書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定しうる要件に乏しく、公開請求收受時点において、事情を記した文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月14日 |
| 434 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その35) | 平成19年11月2日 | 吹奏楽部の使用している楽器類と備品台帳との差異の事情が分かる文書 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校に保管されている備品台帳は県費で購入された備品に限定されており、吹奏楽部で購入した物、部員や保護者が購入した物などは台帳に載っていない。実際に使用している楽器類と差があるのは当然であるが、その事情が明確に分かる文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月14日 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------|------------|---|------------|---|-------------|
| 436 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その37) | 平成19年7月20日 | 平成16年度から平成19年6月までの間、美術準備室設置のクーラー使用に係る電気代の県費返納・不正使用に伴う処分に関する文書 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、クーラー（実際はウィンドファン）は平成19年6月に撤去しており、既に校長からの口頭注意が行われていることから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月20日 | 平成16年度～平成19年5月上旬まで特定教員の車両の駐車許可をした理由を明確にした文書 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、校内の指定された場所への駐車を指示しており、不法駐車を許可したことはないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月17日 | 平成17年度から現在に至るまでの陶芸窯の目的外使用（電気代使用を含む）に関する文書 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の陶芸窯は生徒の授業や教員の研修等、教育の一環として使用されるものであり、また地域との交流の場としてもその使用を認めているものなので、陶芸窯の不正使用と判断するに至っていないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月19日 | 陶芸窯使用に係る電気代・材料費の公費と個人分の別を明確にした文書 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の陶芸窯は生徒の授業や教員の研修等、教育の一環として使用されるものであり、また地域との交流の場としてもその使用を認めているものなので、陶芸窯の不正使用と判断するに至っていないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月19日 | 平成16年度から現在に至るまで、校内の陶芸窯を外部の人に使用させた経費と公費の別を明確にした文書 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の陶芸窯は生徒の授業や教員の研修等、教育の一環として使用されるものであり、また地域との交流の場としてもその使用を認めているものなので、陶芸窯の不正使用と判断するに至っていないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月19日 | 平成16年度及び平成18年度にかけて、校内の陶芸窯で作成した校長分の作品に係る経費の公費と個人分の別を明確にした文書 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の陶芸窯は生徒の授業や教員の研修等、教育の一環として使用されるものであり、また地域との交流の場としてもその使用を認めているものなので、陶芸窯の不正使用と判断するに至っていないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月19日 | 平成16年度以降の私物を校内の陶芸窯を使用して作成することを許可した文書等 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の陶芸窯は生徒の授業や教員の研修等、教育の一環として使用されるものであり、また地域との交流の場としてもその使用を認めているものなので、陶芸窯の不正使用と判断するに至っていないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月19日 | 平成16年度から現在まで、特定教員が個人のものとして校内の陶芸窯で作ったすべての作品目録及び作成日時を明確にした文書。個展において、プレゼント又は販売したすべての作品目録 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の陶芸窯は生徒の授業や教員の研修等、教育の一環として使用されるものであり、また地域との交流の場としてもその使用を認めているものなので、陶芸窯の不正使用と判断するに至っていないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月23日 | 前校長による校内の陶芸窯の目的外使用許可に関する書類 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校の陶芸窯は生徒の授業や教員の研修等、教育の一環として使用されるものであり、また地域との交流の場としてもその使用を認めているものなので、陶芸窯の不正使用と判断するに至っていないことから、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------|------------|---|------------|---|-------------|
| 437 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その38) | 平成19年7月18日 | 学校安全委員会の取組状況及び今後の事業計画 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件については、「安全委員会」は本校に設置されていないことから、提示できるものは存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。なお、その後、「安全委員会」は「衛生委員会」のことであったことが判明したので、平成20年1月7日付けの決定書で当該文書を請求者に公開したところである。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月17日 | 寄付された2台のクーラー及び美術準備室のクーラーに関する文書（電気代使用を含む） | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件については、美術準備室のクーラー（実際はウィンドファンで既に撤去されている）以外はいずれも寄贈された上で運用されているものであるため、関係する文書類は一切存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月17日 | グラウンドのコンテナ及びトラックの財産管理書類及び寄付行為に関する文書 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件については、美術準備室のクーラー（実際はウィンドファンで既に撤去されている）以外はいずれも寄贈された上で運用されているものであるため、関係する文書類は一切存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月17日 | 平成17年度～平成19年5月の現業職員の時間外手当未払いに関する文書 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件については、事実確認等の調査をしており、公開請求收受時点においても手続きは継続中であることから、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年7月17日 | 平成18年度末の人事評価開示に関する文書・記録 | 平成19年7月27日 | 請求者から公開請求で求められている件については、開示に関する情報は請求者を含む全職員に説明しており、問題はなかったと考えていることから、提示できるものは存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| 439 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その40) | 平成19年9月11日 | 特定高校の体育準備室及び印刷室に設置がなされているエアコンの工事代金の支払いにつき、予算の支出費目を明確にした書類 | 平成19年9月21日 | 請求者から公開請求で求められている件については、寄贈された上で運用されていることから、該当するような文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年9月11日 | 特定高校の体育準備室及び印刷室に現在設置がなされ特定時期まで設置がなされていた美術準備室のクーラーに係る財産上の整理が明確に分かる書類 | 平成19年9月21日 | 請求者から公開請求で求められている件については、寄贈された上で運用されていることから、該当するような文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| | | 平成19年9月11日 | 条例に抵触する特定教諭に関する不法投棄の市及び県警へ提出した告発書及び教育委員会へ提出した事故報告書 | 平成19年9月21日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、告発書、事故報告書等を作成・提出するだけの事故性はないと判断していることから、該当するような文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| 442 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その43) | 平成19年11月5日 | I S Oの取組に関する調査等について作為的な公文書作成を行った件に係る事故報告書、てん末書等の行政文書及びその後修正し再提出した行政文書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校はI S O14001の取組を毎年度、最善を尽くして、誠実にやっているところであり、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 勤務時間中、吹奏楽部に関する校長の発言について、その意思、根拠及び事情が明確になった書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、該当するような書面を作成してはいない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------|------------|--|------------|--|-------------|
| 443 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その44) | 平成19年11月5日 | 特定の事故報告書の(案)状態の文書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、当初作成した文書はその後、加筆・修正されて、平成19年5月30日付け、6月1日付けの「一教員に関するメモ」及び7月6日付けの「経過報告書」として教職員課に提出されたもの(この「メモ」及び「経過報告書」は既に請求者に一部公開されているものである)であり、当初作成した文書は既に存在しないものである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 特定の教諭を不適格にしようとした事情が分かる書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、人事上の案件でもあり、書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 444 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その45) | 平成19年11月5日 | 特定の教諭の勤務時間中の状況に関する事故報告書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、公開請求收受時点ではいずれも事実・事故と認定しうる要件に乏しく、該当するような文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 一教員による不当介入、個人情報保護条例違反及びパワハラに関する件について公務災害認定時にその事実があった旨の文書を送付しない理由 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、公開請求收受時点ではいずれも事実・事故と認定しうる要件に乏しく、理由を記した文書を作成していない。したがって、教育委員会としては、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 445 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その46) | 平成19年11月5日 | 事業上のごみと個人ごみの処理方法を明確に区分した書類 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、ごみの分別方法については現在、様々な方途を検討し、試行しているところであり、書類については特段、作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 技能員室にクーラー等を設置しない理由あるいはできない理由を示した記録又はテープ | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、2台のエアコン(美術準備室のウィンドファンは撤去されている)とトラックはいずれも寄贈された上で運用されているものであって当該文書等は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | エアコン、ウィンドファン、トラックの設置及び運用に関する事故報告書、てん末書等 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、2台のエアコン(美術準備室のウィンドファンは撤去されている)とトラックはいずれも寄贈された上で運用されているものであって当該文書等は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | クーラーに関する事故報告書、電気代の私的流用に関連した関係職員の事故報告書等 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、2台のエアコン(美術準備室のウィンドファンは撤去されている)とトラックはいずれも寄贈された上で運用されているものであって当該文書等は不存在であり、私的な使用による電気代のみを明確に記した文書も存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | クーラーの電気代の県費への返納を示す一切の書類及び処分等を示す書類 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、2台のエアコン(美術準備室のウィンドファンは撤去されている)とトラックはいずれも寄贈された上で運用されているものであって当該文書等は不存在であり、私的な使用による電気代のみを明確に記した文書も存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 不適切な駐車に関する指導の記録 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、不法駐車を特別に許可したことはなく、これに係る書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------|------------|--|------------|---|-------------|
| 445 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その46) | 平成19年11月5日 | 特定の教員の学校内への駐車を許可した理由を明確にした書類 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、不法駐車を特別に許可したことはなく、これに係る書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 446 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その47) | 平成19年11月5日 | クーラーの財産上の整理が明確に分かる書類 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、2台のエアコンはいずれも寄贈された上で設置されているものである。また美術準備室のクーラー（実際はウィンドファン）は個人所有のものであり、平成19年6月に撤去されていることから、公開請求收受時点において、事情を記した文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 447 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その48) | 平成19年11月5日 | 楽器類を学校財産として廃棄したことが明確になっている書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、本校に保管されている備品台帳は県費で購入された備品に限定されており、吹奏楽部で購入したもの、部員や保護者が購入したものなどは台帳に載っていない。本件の楽器類については県費予算で購入したものではないので、請求者の求める書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 448 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その49) | 平成19年11月5日 | 不当労働行為等について労働基準監督署に提出した一切の書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では事故として認定できるものではないと判断しているため、提出書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 449 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その50) | 平成19年11月5日 | 時間外手当を支払わない理由及び交渉、手続の遅延を行っている理由を記した書面又はテープ | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、事実確認等の調査をしており、公開請求收受時点においても手続きは継続中であることから、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 時間外手当未払い、人事評価開示に関する協約違反、一教員の不当な交渉妨げの件について現業労働組合及び労働基準監督署に提出した一切の書類 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、既に請求者に説明をしており、また、不当な妨げについては公開請求收受時点において事実として判断するに至っていないことから、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 労働協約違反について、現業労働組合に対して提出した報告書、謝罪書、誓約書等一切の書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、請求者との間で事実認識に相違があり、文書は一切作成しておらず、提出もしていない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 450 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その51) | 平成19年11月5日 | 廃棄物処理法違反行為について教育委員会等に提出した報告文書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故として認定できるものではないと判断しているため、提出書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月5日 | 不法投棄に関して市及び県警に提出した書面及び教育委員会へ提出した事故報告書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故として認定できるものではないと判断しているため、提出書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 451 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その52) | 平成19年11月5日 | 陶芸窯を使用して作成した自作品の個数、校内に保管されている個人所有の総作品数又はテープ及び写真 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、当該美術科教員がそのような文書を作成していないので、公開請求收受時点において、公開できるものは存在しないと判断した。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月27日 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------|------------|--|-------------|--|-------------|
| 451 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その52) | 平成19年11月5日 | 大皿等の材料費の出所が明確となっている書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、明確に示す文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月27日 |
| | | 平成19年11月5日 | 美術準備室内で作成した自作品の材料代及び電気代使用料が公費か自費か明確にした書類等 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、明確に示す文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月27日 |
| | | 平成19年11月5日 | 特定教員の勤務時間中の不適切な行為に関する指導及び教育委員会への提出文書 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事実・事故として認定し得る要件に乏しく、報告書等の提出には至らないと判断した。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月27日 |
| | | 平成19年11月5日 | 特定の教員の不適切事案について真実が明らかになった後に修正して再提出した報告書及び保護者説明会の予定等を明らかにした書面 | 平成19年11月9日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事実・事故として認定し得る要件に乏しく、報告書等の提出には至らないと判断した。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月27日 |
| 461 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その62) | 平成19年11月9日 | クーラーの設置基準及びランニングコストの基準を明確にした書類及び夏期補習のためのクーラー使用料を県費とせず、職員が使用する部屋を県費とする明確な基準が分かる書類 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、設置基準等は存在せず、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月9日 | 特定年度に寄付があったとされるクーラーの設置基準を明確にした書類（職員会議の議事録でも可） | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、設置基準等は存在せず、職員会議録を含め、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| | | 平成19年11月9日 | 学校施設を使用料を徴収せずに個人に目的外使用させることができることを明確にした書類 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、関係文書は全く存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 468 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その69) | 平成19年11月9日 | 一教員が紙くず置場に不法投棄を行った件に関する一切の指導記録及び教育委員会への報告文書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事実として認定できるものではないと判断している。また不法投棄については管理職から全職員に対して注意を喚起しているため、提出書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 469 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その70) | 平成19年11月2日 | 不燃物置場に私物が混入されていることに対して対策を講じなかった事情が分かる書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、事実・事故として認定できる要件に乏しいと判断している。また不法投棄については管理職から全職員に対して注意を喚起しているため、提出書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 470 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その71) | 平成19年11月2日 | I S O 14001 認証に伴う行うべき本来業務を怠っていた事情が分かる書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、試行錯誤を繰り返しながらも、I S O の推進には誠実に取り組んでいると考えているので、請求に係る書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 471 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その72) | 平成19年11月2日 | 特定の催し開催に係る事故報告書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故として認定できるものではないと判断していることから、公開請求收受時点において、文書を作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 472 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その73) | 平成19年11月6日 | 特定の事故に関して事故報告書を提出しない理由が分かる書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故とは判断できないので、報告書を提出するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------|------------|---|-------------|---|-------------|
| 473 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その74) | 平成19年11月6日 | 大鉢に関する材料代、電気代、人件費等に関する一切の文書等 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、前校長在職時に関する材料費、電気代、人件費等を明確にした書類として提示できるものは存在し得ないものであると判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 474 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その75) | 平成19年11月6日 | コンテナ及びトラックの財産を明確にした書類並びに寄付行為に関する一切の件、文書及び台帳 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、物品はすべて県費で購入したのではなく、いずれも寄贈された上で運用されているものであり、それらに関する書類・文書等は存在し得ないものであると判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 475 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その76) | 平成19年11月6日 | 陶芸窯の目的外使用を認めたことに関する一切の文書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があるので、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 476 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その77) | 平成19年11月6日 | 不法投棄や未遂を行ったことに対する一切の指導あるいは処分記録及び今後の方針の文書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求時点では事故と認定するだけの要件に乏しいと判断した。また不法投棄については管理職より全職員に対して注意を喚起しているところでもあり、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 477 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その78) | 平成19年11月6日 | 不当な方法により取得し、不正な利用及び運用を行ったエアコン、ウインドファン、トラックに関する事故報告書、てん末書及びテープ | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、校長の教育的見地から校内での運用を認めているもの（ウインドファンは既に撤去されている）であり、事故と判断しておらず、現時点では提出文書を作成するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在として公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 478 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その79) | 平成19年11月6日 | 特定の公文書に関して事実と違う点について記録した公文書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、現時点では当該文書を作成するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 479 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その80) | 平成19年11月8日 | 校長に依頼した書面を送付ないし直接手渡しをした事情が分かる書面もしくは写真、テープ、ビデオ等 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事情が分かる書面、写真、テープ、ビデオ等は一切存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 480 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その81) | 平成19年11月8日 | 条例違反について教育委員会に提出した書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、条例違反と判断するに至らないことから、提出書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 481 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その82) | 平成19年11月8日 | 技能員室にエアコンが設置されない事情が分かる書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点において、理由を記した書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 482 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その83) | 平成19年11月9日 | 一教員の車両を敷地内に駐車させることを許可したことを明らかにする書類 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、校内での不法駐車を許可したことはなく、公開請求收受時点で書類は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在として公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 483 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その84) | 平成19年11月9日 | クーラーに関する事故報告書、電気代を私的に流用した関係職員の事故報告書等 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、校長の教育的見地から校内での運用を認めているもの（「3台のクーラー」のうち1台はウインドファンであり、既に撤去されている）であり、事故と判断しておらず、現時点では提出文書を作成するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------|-------------|--|-------------|--|-------------|
| 484 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その85) | 平成19年11月9日 | 時間外手当の遡及方法及び支払時期を明確にした書類並びに労働基準監督署に提出した報告書類 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、事実確認等の調査をしており、公開請求收受時点においても手続きは継続中であることから、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 485 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その86) | 平成19年11月9日 | I S O職員研修会資料の誤り等について補正・修正を行った書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、日々試行錯誤を繰り返しながらも、I S O14001の推進に努力しているところであり、公開請求收受時点では書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 486 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その87) | 平成19年11月9日 | I S O会議を教員以外の職員の出席を認めなかった事情の分かる文書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、日頃生徒と接する機会の多い教員を対象に、ごみ分別に関する意識啓発を目的として、成績会議後に開催したものである。今後も教員と事務・現業職員とも協力してI S Oの推進に取り組んでいきたいと考えており、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 487 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その88) | 平成19年11月6日 | 現業職員の時間外手当の未払いに関する一切の文書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、事実確認等の調査をしており、公開請求收受時点においても手続きは継続中であることから、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 488 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その89) | 平成19年11月6日 | 現業職員の人事評価制度の開示が遅延した件に関する一切の記録 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者を含むすべての職員に十分説明をしているところであることから、記録・文書は存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 489 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その90) | 平成19年10月30日 | 特定の案件に関する聴取等を継続していることが分かる書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件に関しては、公開請求收受時点では調査継続中であり、書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 490 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その91) | 平成19年10月30日 | 特定の教諭に関する特定の話が出回っている事情を明確にした書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、人事上の案件であって、また請求者との間で事実認識に相違もあり、公開請求收受時点において書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 491 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その92) | 平成19年10月30日 | 特定教諭を不適格としようとしたという情報について、その事情を明確にした文書 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、人事上の案件であって、また請求者との間で事実認識に相違もあり、公開請求收受時点において書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 492 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その93) | 平成19年11月9日 | 時間外手当不払いに関する交渉において不当な介入及びパワーハラスメントを行った教員に対する指導記録並びに労働基準監督署と教育委員会へ提出した一切の書類 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件について、公開請求收受時点では請求者との間で事実認識に相違があり、書類は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 493 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その94) | 平成19年10月30日 | 異議申立期間を途過後に人事評価の開示行為を行ったにもかかわらず事故報告書を提出等していなかった事情が分かる書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、請求者を含む本校のすべての職員に十分説明をしているところであるので、事故と認定する要件に乏しいと判断しており、提出書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 494 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その95) | 平成19年10月30日 | 人事評価の開示行為を行わなかったにもかかわらず、改めて異議申立てをする機会を設けない事情が分かる文書 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、請求者に十分説明を果たしているため、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 495 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その96) | 平成19年10月30日 | エアコン設置に関するうわさについて、そのような話になった事情を明確にした書面等 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、何ら問題視することとも思われず、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|-------------|---|------------|--|-------------|
| 496 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その97) | 平成19年10月30日 | 人事評価開示の遅延について、その事実を申し出て、職員の要求を伝えていることが明確になった書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者に既に十分説明をしているところであり、申し出る必要はないと判断していることから、公開請求收受時点において、書面を作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 497 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その98) | 平成19年10月30日 | 特定高校の前校長及び現校長が何ら書面も存在させず、第三者である個人に対して陶芸窯及び電気代を使用させてきた事情が分かる書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面を作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 498 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その99) | 平成19年10月30日 | 人事評価の開示に関する異議申立期間を改めて設けない事情が分かる文書 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者に対して既に十分説明をしているところであり、公開請求收受時点では書面は必要のないものであると判断した。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 499 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その100) | 平成19年11月2日 | 美術科教員が使用していたウインドファンに係る電気代の返納を指示等したことが分かる書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、電気代のみを明確に示す書類は存在せず、当該書面は存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 500 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その101) | 平成19年10月30日 | 陶器の私物総量等を調査しない事情が明確になった書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、当該教諭がそのような記録を残していないこともあり、調査は極めて困難であると考えている。また調査をする必要も認められないので、公開請求收受時点では書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 501 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その102) | 平成19年10月29日 | 美術科教員が薬品処理された粘土及び釉薬、破損した陶器類を体育館北側の校地内に埋め立て処分することを認めたあるいは指示した校長の意思が明確になった書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定するだけの要件に乏しいと判断している。また不法投棄については管理職より全職員に対して注意を喚起しているところであることから、書面は公開請求收受時点では作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 502 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その103) | 平成19年10月29日 | 特定日付けの告発につき、特定日前後において校長以下管理者3名が「事故報告書を出す」と発言をしたのにもかかわらず、未だ事故報告書の提出がない事情の分かる書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件について、当初作成した文書はその後、加筆・修正されて平成19年5月30日付け、6月1日付けの「一教員に関するメモ」及び7月6日付けの「経過報告書」として教職員課に提出されたもの（この「メモ」及び「経過報告書」は既に請求者に一部公開されているものである）であり、当初作成した文書は既に存在しないものである。したがって、教育委員会としては、文書不存在として公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 503 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その104) | 平成19年11月2日 | 新聞及び書籍購入が認められている金額の基準が明確になった書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、基準が全く存在しないことから、書面も存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 504 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その105) | 平成19年11月2日 | エアコン及びトラックを廃棄する際の支出費目 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点では当該物品を破棄するには至っていないので、文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 505 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その106) | 平成19年11月2日 | エアコンの設置の事情及び基準が明確になった文書並びに設置管理者が県費に返納した電気代が明確になった文書 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、「設置基準」を含め、文書はいずれも存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 506 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その107) | 平成19年11月2日 | エアコンの設置及び運用の事情が明確になった起案文書又は職員会議議事録 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、文書は全く存在せず、またその内容を記載した職員会議録も存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|-------------|---|-------------|--|-------------|
| 507 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その108) | 平成19年11月2日 | エアコン及びトラックの行政財産としての根拠が明確になった文書 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、エアコン、トラックとも県費で購入したのではなく、いずれも寄贈されたものであることから、公開請求收受時点において「明確になった文書」は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 508 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その109) | 平成19年11月2日 | 陶芸窯を第三者に使用させることを認めた起案文書又は職員会議の議事録 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点において文書及びその内容を記載した職員会議録は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 509 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その110) | 平成19年10月30日 | 公文書の内容の差異についての事情が明確になった書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件について、公開請求收受時点では請求者との間で事実認識に相違があり、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 510 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その111) | 平成19年10月30日 | 勤務時間内に特定の催しを主催等したことに関する事故報告書 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点では、事故とは判断しておらず、提出文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 511 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その112) | 平成19年10月30日 | 教諭による個展開催及び絵を購入させたことに係る任命権者への申請書及び許可に係る書面。またそのような書面の必要性がない場合はその事情が明確になる書面 | 平成19年11月8日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月14日 |
| 512 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その113) | 平成19年11月12日 | 校長の事故について、副校長が事故報告書を出さない事情が分かる書面 | 平成19年11月15日 | 請求者から公開請求で求められている件については、事故とは全く判断できないので、公開請求收受時点では書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 513 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その114) | 平成19年11月12日 | 県民施設を無申請かつ使用料不払いで使用してきた件に係る事故報告書 | 平成19年11月15日 | 施設使用に関する施設利用承認書については、別途請求者に公開しているが、施設使用手続きのコンピュータ化に伴い、施設使用申請書及び減免申請書は紙としては存在しない旨を、既に請求者に説明しており、報告書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 516 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その117) | 平成19年11月8日 | 特定日付けの文書について何ら団体意思を明確にしない事情が分かる文書。回答しない旨、教育委員会からの指示等があれば、それが分かる書面 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点では文書は存在せず、指示等も全くないので、関係する書面も存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月16日 |
| 517 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その118) | 平成19年11月9日 | 学校安全委員会の取組が分かる書面一切及び今後の事業計画等が分かる書面一切 | 平成19年11月12日 | 請求者から公開請求で求められている件については、「学校安全委員会」は本校に設置されていないものなので文書は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。その後、「安全委員会」は「衛生委員会」のことであることが判明したので、平成20年1月7日付けの決定書で当該の文書を請求者に公開した。また、同決定書において今後の事業計画については、公開請求收受時点では未定であると回答した。 | 平成19年11月16日 |
| 518 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その119) | 平成19年11月12日 | 廃棄物置場に玩具を不法投棄した職員に対して指導を行ったことが分かる書面 | 平成19年11月15日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定するだけの要件に乏しいと判断している。また不法投棄については管理職より全職員に対して注意を喚起しているところであることから、書面は公開請求收受時点では作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 519 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その120) | 平成19年11月12日 | 不法駐車に対して指導をしたことが分かる書面 | 平成19年11月15日 | 請求者から公開請求で求められている件については、校内での不法駐車を許可したことはなく、公開請求收受時点では書面は存在しない。なお、生徒の安全に気をつけて駐車するよう指導している。したがって、教育委員会としては、文書不存在として公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|-------------|--|-------------|---|-------------|
| 520 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その121) | 平成19年11月12日 | 校長が設置した3台のエアコンについての事故報告書 | 平成19年11月15日 | 請求者から公開請求で求められている件については、校長の教育的見地から校内での運用を認めているもの(「3台のエアコン」のうち1台はウィンドファンであり、既に撤去されている)であり、事故と判断しておらず、現時点では提出文書を作成するに至らないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 521 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その122) | 平成19年11月12日 | 可燃物置場に職員会議や個人情報関係資料を放置した一教員を校長が指導あるいは事故報告書を作成した場合はそれらの事情が分かる書面 | 平成19年11月15日 | 請求者から公開請求で求められている件については、事故と認定しうる要件に乏しく、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 522 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その123) | 平成19年11月12日 | 人事評価の開示に関して改めて苦情申出期間を定めない理由が明確になった書面 | 平成19年11月15日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |
| 523 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その124) | 平成19年11月12日 | 校長が設置した2台のエアコンの取り外しを行わない事情が分かる書面 | 平成19年11月15日 | 請求者から公開請求で求められている件については、エアコンは教育活動上必要なものであると判断しているため、取り外しに関する書面を作成することは考えていない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年11月22日 |

別表2

| 諮問番号 | 件名 | 請求年月日 | 対象文書(概要) | 決定年月日 | 非公開理由 | 不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日) |
|------|-----------------------------|------------|---|------------|---|--------------------------|
| 436 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その37) | 平成19年7月19日 | 平成16年8月及び平成18年8月に開催した特定教員の個展出品作品に係る公費と個人分の別を明確にした文書 | 平成19年8月2日 | 請求者から公開請求で求められている件については、出品作品作成費用を公費でまかなったという確たる根拠は存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |
| 439 | 特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その40) | 平成19年9月11日 | 特定の告発の件につき告発人の了承を得ずに告発者の氏名を被告発者に通告した校長の個人情報保護条例違反に関する校長の教育委員会へ提出した事故報告書 | 平成19年9月21日 | 請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、法令違反とは考えていないことから、該当するような文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。 | 平成19年10月22日 |

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------|---|
| 平成19年12月13日 | ○ 諮問受理（諮問第429号～第434号、諮問第436号及び諮問第437号） |
| 12月18日 | ○ 諮問受理（諮問第439号） |
| 12月19日 | ○ 諮問受理（諮問第442～第451号、諮問第461号、諮問第468号～第513号及び諮問第516号～第523号） |
| 平成20年1月15日 （第71回部会） | ○ 審議 |
| 2月5日 （第72回部会） | ○ 審議 |
| 2月7日 | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 3月7日 | ○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 4月1日 | ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 8月19日 （第78回部会） | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|-------|-------------|------------------|
| 金子 正史 | 同志社大学教授 | 会長職務代理者 |
| 沢藤 達夫 | 弁護士（横浜弁護士会） | |
| 鈴木 敏子 | 横浜国立大学教授 | 部 会 員 |
| 玉巻 弘光 | 東海大学教授 | 部 会 員 |
| 辻山 栄子 | 早稲田大学教授 | |
| 東 玲子 | 弁護士（横浜弁護士会） | 部 会 員 |
| 堀部 政男 | 一橋大学名誉教授 | 会 長 (部会長を兼ねる) |

(平成20年9月12日現在) (五十音順)